

スキー指導者養成講習会関連

① 指導者養成講習会履修時間及び指導者養成講習会修了者の認定について

養成講習会履修単位は、次の A～C の三つをすべて完了した者を指導者養成講習会修了者として認めます。

A.養成講習会基礎理論（6 時間）を履修

B.養成講習会実技(1)～(3)（各 10 時間）の養成講習会実技で、合計 20 時間以上を履修

C.指導実習関係書類（様式 1～3）の提出

指導実習関係書類（様式 1～3）は、養成講習会実技の受付時に提出してください。

郵送の場合は、県連事務局宛に 2 月 9 日（月）必着で提出してください。

② 修了証の発行

指導員受検者は、養成講習会修了の認定条件を満たした段階で発行します。

準指導員受検者については発行を省略します。

③ 養成講習会修了証の有効期間

指導員受検者の有効期間は受講年度を含み 3 か年です。

準指導員受検者の理論及び指導実習の有効期間は受講年度を含み 2 か年であり、実技の有効期間は受講年度のみです。

④ 準指導員検定会受検票について

準指導員検定会受検票を、最初に参加する養成講習会（基礎理論又は実技）で配布します。

配布された受検票に、写真（25mm×25mm）を所定の場所に貼付のうえ、参加する指導者養成講習会ごと、及び準指導員検定会の受付時に提出してください。

⑤ 養成講習会ビブについて

準指導員検定受検者には、最初に参加する養成講習会（基礎理論又は実技）にて「養成講習会ビブ」を配布します。以降の養成講習会では同じビブを使用するので、「紛失しないよう」「きれいに」管理してください。ビブは、準指導員検定会初日の受付で回収します。

指導員検定受検者は、養成講習会受講中、ネームプレートを装着してください。

⑥ 参加申込後の会場変更について

会場変更する場合は、変更前会場の開始日 7 日前・変更先会場の開始日 7 日前（前週の土曜日）のどちらか早い日までに、シクミネットの変更先会場の「会場変更チケット」で申込手続きをしてください。

（注意）

*受付には、シクミネット上で所属クラブ及び県連の承認が必要です。所属クラブのシクミネット担当者への連絡も忘れずに行ってください。

*会場変更には事務手数料 1,000 円が必要です。シクミネットで支払ってください。